

「緑の分権改革」の推進におけるICTの利活用の在り方  
～意見募集の対象等について～

1 「緑の分権改革」推進会議ICT利活用分科会について

(1) 総務省は、「緑の分権改革」を推進するため、平成22年4月26日、渡辺周総務副大臣を議長とする緑の分権改革推進会議を設置し、平成22年4月28日にその第1回会合が開催され、以下のとおり分科会の設置について決定されたところです。

(2) 「緑の分権改革」の分科会の構成及び検討事項の例として挙げられている項目は以下の通りです。

<p><b>第1分科会（分野別課題検討分科会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の分権改革のモデルとなる取組の整理</li> <li>・モデルとなる取組の実現のために必要なノウハウ及び必要な対応方策の整理</li> </ul>	<p><b>第2分科会（経済効果分析分科会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるクリーンエネルギー、観光資源の活用、地場産品の地産地消・ブランド化、文化の伝承・発信など緑の分権改革の推進に伴い見込まれる効果の数量化の検討</li> </ul>
<p><b>第3分科会（ICT利活用分科会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業の活性化、六次産業化、観光振興などについて、ICTを活用した事業の方向性や国の制度改革等による支援方策の検討</li> <li>・インターネットの利用環境、コンテンツの具体的な構成、高齢者のICTリテラシーなど、元気な地域づくりに必要となるICTの環境整備のあり方についての検討</li> </ul>	<p><b>第4分科会（クリーンエネルギー利活用分科会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の市町村におけるクリーンエネルギーの活用の検討に資することを目的とした、その基礎となる賦存量などの調査についての統一的なガイドラインの検討</li> </ul>

2 意見募集の対象等

(1) 今回の意見募集の対象は、上表の第3分科会（ICT利活用分科会）における検討事項についてです。

(2) 具体的には、以下の分野におけるICTの利活用の在り方について、「緑の分権改革」を推進する観点から、広く国民からの意見を募集いたします。

- ① 農林水産業の活性化、六次産業化
- ② 観光の振興、移住交流の促進
- ③ 地産地消、食のブランド化
- ④ 歴史・伝統や文化の継承
- ⑤ 古民家やまち並み、棚田などの保全・継承
- ⑥ 財や資金の地域内循環
- ⑦ 地域活性化に携わる人材の育成、情報共有
- ⑧ 「緑の分権改革」の広域連携(空間的制約の緩和)
- ⑨ その他本分科会において検討されるべきと考える分野及び当該分野におけるICTの利活用の在り方

- (3) 御意見の提出にあたっては、①御意見の対象となる分野、②「緑の分権改革」推進に向けた当該分野の現状と課題、③ICTの利活用による課題解決の方向等を明記してください。
- (4) 地方公共団体から提出される御意見等については、すでに「緑の分権改革」調査事業の委託に関する提案募集のお知らせ（平成22年3月29日報道資料参照）に対して御意見等を提出されている場合は、当該御意見等との関係についても明記してください。

### 3 検討スケジュール

本意見募集の期間は平成22年7月9日（金）までとし、意見募集の結果を踏まえて「緑の分権改革」推進会議（ICT利活用分科会）における検討を進めていく予定です。

以 上